

1. 保証

1.1. 弊社は、この保証約款の条件に基づき、エンドユーザーに対しブランド名 “K2”として販売される製品について運用開始から12年間、材料および加工において欠陥がないことを保証いたします。

1.2. この保証は、2019年11月1日から新しい保証約款が発効される日までの間に納入された弊社製品に対して適用されます。2019年11月1日より前に納入された製品に対しては、前の約款が適用されます。

1.3. この保証はエンドユーザーのみを対象とします。弊社製品の販売代理店、設置会社または二次購入者に対しては適用されません。エンドユーザーとは、再販売の目的ではなく自身の利用のために弊社製品を購入した者、または弊社製品が取付けられたソーラーシステム（建物との組合せの場合もあり）の購入者のことです。修理の目的以外で取り外しや再設置された製品や、他の用途で使用された製品については、弊社の保証は適用されません。

1.4. この保証は、エンドユーザーに対する、独立の自発的な無償で提供される弊社のサービスであり、弊社製品のエンドユーザーと販売者の間に製品の特性に関する合意がある場合、（弊社が販売者でない限り）それに影響を与えるものではありません。

1.5. この保証に基づく請求権を第三者に譲渡することはできません。

1.6. この製品保証は、ヨーロッパ連合、または弊社製品が弊社により初めて市場に出された第三国内で適用されます。保証請求は、12年間の保証期間内のみ行使することができます。保証期間の延長は、法的根拠にかかわらず、排除されます。

1.7. この保証は、弊社製品の販売者に対する保証請求とは別のものです。そのような請求は、弊社と直接購入契約が締結されていない限り、弊社の保証により制限されず、また、それにより弊社に対する新たな請求の根拠ともなりません。

2. 保証サービス

2.1. 保証の請求に対し、弊社は、自己の裁量により、無償の製品修理、無償の代替品納入、または弊社製品の市場時価の補償のうちいずれかを実施します。代替

品としては、当初の部品の同等品も、代替品の納入とみなされます。

2.2. 修理および代替品納入または時価補償は、この保証における唯一のサービスです。この保証に基づく他のサービスは提供されません。特にこの保証に基づき、瑕疵ある構成部品の取外しの経費、弊社または正規販売者への返送の経費、納入と再取付けの経費を弊社が負担することはありません。

3. 除外および制限

3.1. 以下の場合には、弊社製品に欠陥があるとして保証を請求することはできません

- ▶ 地震、台風、竜巻、火山の爆発、洪水、落雷、雪害、原子力災害などの天災地異、不可抗力およびその他の弊社の制御できない予見不能な状況による場合
- ▶ 不適切なメンテナンス、特に弊社が明示的に認定した者ではない第三者による修理または改造をした場合
- ▶ 単に外見上の不良または使用による通常の損耗の場合
- ▶ 最新の技術に基づき適用されるルール、規格および建築基準、取付システムの構造解析による情報、または取付説明書のガイドラインに従わなかった場合

3.2. この保証は、弊社製品が対象とする目的のために適切に使用されており、通常の使用で予想される範囲を超える損耗や外部の損傷が認められないことを条件に請求することができます。さらに、弊社の取付説明書に従っていただくことが必須条件となります。説明書に記載された安全・警告の注意事項に従っていただくことが、および取付説明書と取扱説明書を遵守していただくことが、保証請求の絶対条件です。

3.3. 保証から除外されるのは、重量荷担機能のないゴム製構成部品またはプラスチック製構成部品、およびもっぱら取付補助で製品機能に作用しない部品です。

3.4. 弊社がこの保証に基づき負う責任は、欠陥のある製品の購入価格を上限とします。弊社は、この保証に基づき、特に、付随的損害、利益の損失、派生的損害または間接的な損害、電気容量の不足、又はエネルギー供給事業者からの補償の不支給に対しては責任を負いません。弊社に対する法的保証請求または不法行為

に基づく請求、ならびに製造物責任法による請求権を妨げるものではありません。

4. 保証人、保証請求、申し立て期間

4.1. 保証人は K2 Systems GmbH, Industriestr. 18, 71272 Renningen (<https://k2-systems.com>) です。

4.2. この保証に基づく、又は関連した請求は、12年間の保証期間で、かつ遅くとも請求の事象の発生後6週間以内に、文書の形で（書簡またはEメールなどにより）弊社に対し（必要な場合顧客の契約締結者を仲介者・使者として通じて）行使されなければなりません。期限に遅れた申し立ては受理されません。保証期間の遵守は、弊社または、顧客の契約締結者が弊社宛に遅滞なく転送する限りにおいて、そのもとに適時に通知が届くことにより決定されます。

4.3. 製品の返品は、弊社の事前の書面による同意がある場合にのみ可能です。

4.4. 保証請求の行使時は、以下の文書と情報を添付して行うことが必要です：エンドユーザーの連絡先データ、試運転の日付、K2 Base のプロジェクトレポート（ある場合）、十分に詳細な写真（システム全体の画像、欠陥の詳細画像）、およびシステムの設置についての見積書またはこれに関連する注文確認書。

4.6. この保証またはこの保証に関連する法律上の争いは、ドイツ連邦共和国の法律に準拠し、国際物品売買契約に関する国連条約(CISG) の適用は除外されます。

バージョン6 (2019年11月1日時点)